

瑞国運協収第2号
令和7年1月24日

瑞穂町長 杉浦 裕之 様

瑞穂町国民健康保険運営協議会
会 長 村上 文男

瑞穂町国民健康保険運営協議会諮問事項について（答申）（案）

令和6年12月17日付け、瑞住発第184号をもって諮問のあった件について慎重に審議した結果、意見を付して次のとおり答申します。

1 諮問事項

令和7年度瑞穂町国民健康保険税の改定について

2 答申

令和7年度瑞穂町国民健康保険税の改定について

加入者の高齢化や医療の高度化により一人あたりの医療費は増加傾向にあり、一般会計から繰入れしている赤字補てん額を抑制するために国民健康保険税率の改定は必要であると判断します。ついては、次のとおり国民健康保険税の改定について答申するものです。

(1) 基礎課税額

- ① 所得割率を現行の5.91%を6.03%に引き上げる。
- ② 均等割額を現行の27,000円を28,000円に引き上げる。

(2) 後期支援分

- ① 所得割率を現行の1.65%を1.85%に引き上げる。
- ② 均等割額を現行の10,000円を10,500円に引き上げる。

3 意見

- (1) 住民の健康維持に努め医療費の抑制に努めること。
- (2) 財政健全化計画は、長期の視点に立ち、被保険者に過度な負担とならないよう配慮すること。

- (3) 地方税法の改正に伴う課税限度額の引き上げと、国民健康保険税の軽減判定所得の拡充については、国民健康保険税の確保の観点から必要であり、低所得者に対する配慮から速やかに行うこと。
- (4) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病予防事業を推進し、医療費抑制に努力すること。
- (5) 財源の確保及び収納対策を図り、収納率の向上に努めること。
- (6) ジェネリック医薬品使用促進の啓発やレセプト点検を強化し医療費の適正化を更に推進すること。

令和7年度税制改正大綱

令和6年12月20日
自由民主党
公明党

合において、市町村長は、法定納期限の翌日から5年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならない。

- ① 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ② 生命保険料控除の証明書
- ③ 地震保険料控除の証明書

(注) 上記の改正は、令和9年度分以後の個人住民税の申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合について適用する。

- (3) 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての納税義務者（現行：退職手当等の支払をする法人の役員である納税義務者）に係る退職所得の特別徴収票を市町村長に提出しなければならないこととするほか、当該特別徴収票の記載事項について所要の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の特別徴収票について適用する。

- (4) 個人住民税について、所得税における(1)から(3)まで、(10)及び(13)から(15)までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

- (5) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

〈国民健康保険税〉

- (6) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）に引き上げる。
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げる。

- (7) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を30.5万円（現行：29.5万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を56万円（現行：54.5万円）に引き上げる。

二 資産課税

歳入

款	項	R7年度	R6年度	比較 (R7-R6)
		千円	千円	千円
1.国民健康保険税		667,670	642,767	24,903
	1.国民健康保険税	667,670	642,767	24,903
2.国庫支出金		16	31	-15
	1.国庫補助金	16	31	-15
3.都支出金		2,360,961	2,485,965	-125,004
	1.都補助金	2,360,961	2,485,965	-125,004
4.財産収入		1	1	0
	1.財産運用収入	1	1	0
5.繰入金		433,276	494,987	-61,711
	1.他会計繰入金	433,275	494,986	-61,711
	2.基金繰入金	1	1	0
6.繰越金		1	1	0
	1.繰越金	1	1	0
7.諸収入		10,007	10,007	0
	1.延滞金、加算金及び過料	10,002	10,002	0
	2.町預金利子	1	1	0
	3.雑収入	4	4	0
	歳入合計	3,471,932	3,633,759	-161,827

歳 出

款	項	R7年度	R6年度	比較 (R7-R6)
1. 総 務 費		千円 28,027	千円 34,656	千円 -6,629
	1. 総 務 管 理 費	13,259	20,601	-7,342
	2. 徴 税 費	14,768	14,055	713
2. 保 険 給 付 費		2,309,570	2,450,685	-141,115
	1. 療 養 諸 費	1,988,269	2,126,927	-138,658
	2. 高 額 療 養 費	302,745	303,836	-1,091
	3. 出 産 育 児 諸 費	12,006	13,506	-1,500
	4. 葬 祭 諸 費	3,200	3,250	-50
	5. 移 送 諸 費	32	32	0
	6. 結核、精神医療給付金	3,317	3,057	260
7. 傷 病 手 当 金	1	77	-76	
3. 国民健康保険 事業費納付金		1,082,978	1,099,436	-16,458
	1. 医 療 給 付 費 分	717,423	738,826	-21,403
	2. 後期高齢者支援金等分	267,976	268,709	-733
	3. 介 護 納 付 金 分	97,579	91,901	5,678
4. 退 職 被 保 険 者 分	0	0	0	
4. 共 同 事 業 拠 出 金		0	1	-1
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	0	1	-1
5. 保 健 事 業 費		39,809	39,938	-129
	1. 保 健 事 業 費	8,308	8,294	14
	2. 特定健康診査等事業費	31,501	31,644	-143
6. 基 金 積 立 金		1	1	0
	1. 基 金 積 立 金	1	1	0
7. 公 債 費		124	124	0
	1. 公 債 費	124	124	0
8. 諸 支 出 金		7,011	7,011	0
	1. 償還金及び還付金	7,011	7,011	0
9. 予 備 費		4,412	1,907	2,505
	1. 予 備 費	4,412	1,907	2,505
歳 出 合 計		3,471,932	3,633,759	-161,827

令和 7 年度瑞穂町国民健康保険事業運営方針（案）

国民健康保険は、国民皆保険の基盤となる制度として医療保険制度の中核を担い、地域住民の安心・安全な医療の確保と健康保持増進に大きな役割を果たしています。平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うことになり、区市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされています。

町の被保険者数は、4,593 世帯 6,988 人（令和 6 年 12 月 31 日現在）です。被保険者加入割合は、21.8%となっており、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療への移行により減少しています。

町の国民健康保険の財政運営においては、平成 29 年度に策定した国保財政健全化計画に基づき国保税の改定を行っていますが、現状では、一般会計からの赤字補てんの解消につながっていない状況となっています。また、令和 6 年 2 月に策定された「東京都国民健康保険運営方針」において、令和 12 年度に納付金ベースの統一を目指すという方針が示されました。納付金ベースの統一に向け、現在の国保財政健全化計画の検証を行います。

昨年 12 月 2 日から保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。今後は、マイナ保険証の登録及び利用率を高め、オンライン資格確認の適正な運用や、医療DXの推進に対応します。

医療費適正化のため、ジェネリック医薬品差額通知書の発行による使用促進、レセプト点検の強化及び柔道整復施術等の点検を引き続き推進します。

国民健康保険税の収納対策として実施してきた短期被保険者証、被保険者資格証明書は廃止され、特別療養費制度が改正されました。特別療養費制度の要綱整備を行い、収納対策として実施します。滞納事案については財産調査の徹底により、適正な滞納整理や執行停止の判断を行うことにより滞納額の圧縮を図り、収納率の向上を目指します。

第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の抑制を図るため、生活習慣病予防事業を推進します。

特定健康診査の受診率向上を図るため、町内医療機関と公立福生病院の個別健診を継続し、集団健診では肺がん・胃がん検診の同日受診を行います。また、新規対象者（40 歳到達者）、隔年受診者、受診率が低い年代・地区の未受診者などに対して、文書、電話等、様々な機会を捉えて、受診勧奨を実施します。特定保健指導については、実施率向上と事業の必要性の意識付けを図るため、特定健康診査の集団健診と同日に特定保健指導の初回面談が実施できる体制を確保し、利用者の利便性の向上を図ります。また、専門職による電話、文書等での利用勧奨も継続するとともに、町医師会など関係機関の協力のもと様々な機会に事業の必要性を周知し、実施率の向上に努めます。

このほか、国や都の補助金の確保、事務費の削減に努めるなどの内部努力を行い、

国民健康保険の安定化に努め、国民健康保険の被保険者に対して適切な保険給付を行います。

以上の運営方針に基づき下記の事業に取り組みます。

1. 財 政

国が進める保険税軽減のための赤字補てんとしての一般会計繰入金の解消を計画的に実施するため、瑞穂町国民健康保険財政健全化計画に基づいた保険税率の見直しを図るとともに、医療費の適正化と収納率向上のための各種事業に取り組みます。

2. 資格管理

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行したため、オンライン資格確認の適正な運用を行います。また、被保険者のマイナ保険証登録の有無により、「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を交付します。

被保険者資格適用の適正化を図るため、オンライン資格確認システムにより作成される資格重複状況結果一覧を確認し、二重加入となっている被保険者に対して、国保資格喪失を届け出る旨の勧奨通知を送付します。

3. 給付の適正化・軽減

医療費給付の適正化・軽減を図るため、次の施策を実施します。

- ① 被保険者の資格の照合・調査及び被用者保険各法との調整を行います。
- ② レセプト点検（資格点検・内容点検）を強化します。
- ③ 第三者行為に係るレセプト点検を推進します。
- ④ 柔道整復施術等の療養給付費の点検を推進します。
- ⑤ 糖尿病の既往歴のある方のレセプトや特定健康診査の結果を分析し、糖尿病重症化による人工透析治療とならないよう予防事業を実施し医療費給付の削減を図ります。
- ⑥ 頻回受診や重複薬など受診行動の適正化を図ります。
- ⑦ 健診結果異常値放置者や治療中断者に受診勧奨を行います。

4. 国民健康保険税

適正な賦課及び収納率の向上を図ります。

- ① 被保険者の過度な負担に配慮しつつ、国民健康保険税の改定を検討します。
- ② 口座振替による納税を推進します。
- ③ 滞納事案については財産調査の徹底により適正な滞納整理や執行停止の判断を行うことにより滞納額の圧縮を目指します。
- ④ 資格、賦課、収納の各担当職員間の連携に努め、的確な業務を行います。

5. 特定健康診査等事業

生活習慣病の早期発見及び予防と健康増進事業を活用した継続的な医療費抑制策を実施します。

① 特定健康診査

【個別健診】

町内医療機関で5月12日から10月31日まで、健康診査を継続して実施します。

また、公立福生病院では、5月12日から11月28日まで健康診査を実施し、呼吸器（肺がん・結核）の同日受診を可能とします。

【集団健診】

保健センター等で実施し、それぞれ呼吸器（肺がん・結核）・胃がん検診の同日受診を可能とします。また、平日以外の実施日や、町内医療機関での個別健診実施期間終了後の実施日を設け、受診者の利便性の向上を図ります。

② 特定保健指導

事業者委託方式、町の保健師・管理栄養士による直営方式を並用して、継続して実施します。また、特定健康診査の集団健診との同日実施など、利用者の個別のライフスタイルや事情を考慮し、利用しやすくより効果的な内容で実施します。

③ 生活習慣病の予防

高額な医療費がかかる慢性腎不全による人工透析治療の原因となる慢性腎臓病や糖尿病、脂質異常症の予防を図るため、特定健康診査の結果を活用し、これらの疾患の危険がある者に対して、予防講座や、個別相談会を実施するとともに、講演会への参加を促すなどの予防事業を推進します。

6. 趣旨の普及

町の広報やホームページを活用し、保健事業の周知及び制度の理解促進を図ります。また、ジェネリック医薬品差額通知の発行による啓発など医療費の軽減のための情報発信を行います。

7. 職員研修等

国民健康保険事業を円滑に遂行するため、各種事務研修会に参加し職員の技能向上と知識の修得に努めます。

8. 情報収集

社会保障・税一体改革の全体像と進め方を規定した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）に基づく今後の社会保障のあり方や制度改正に関する情報収集に努めます。